

輪島市監査公表第45号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年12月21日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年11月29日（火） 会計課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度の監査資料（平成28年4月から10月まで）に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○「出納事務検査」は会計課が毎年行っているが、今年度より検査対象に公民館が追加された。公民館においても所管預金通帳の管理、出納簿の作成（決裁）や関係書類（納品書・領収書等）の保管について、適切・厳格な指導がなされることは歓迎すべきである。今後も引き続き経理の適正執行の為、尽力されたい。

○市会計課が発行している「会計事務の手引」に沿って、「出納支出伝票」の「例月監査」を行っているが、各課の庶務担当者にその内容が周知徹底されていないと思われる伝票処理が度々見受けられる。このことから、庶務担当者対象の「経理処理研修」を新年度早めに実施することを検討願いたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。